

第46回宍粟市議会定例会会議録（第5号）

---

招集年月日 平成23年12月22日（木曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 議 12月22日 午前9時30分宣告（第5日）

---

議事日程

- |        |         |                                |
|--------|---------|--------------------------------|
| 日程第 1  | 第 56号議案 | 宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例について        |
| 日程第 2  | 第 57号議案 | 宍粟市分担金等徴収条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第 3  | 第 58号議案 | 宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について         |
|        | 第 59号議案 | 宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について    |
| 日程第 4  | 第 60号議案 | 平成23年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について    |
| 日程第 5  | 第 61号議案 | 大字及び字の区域の変更について                |
| 日程第 6  | 第 62号議案 | 市道路線の認定について                    |
| 日程第 7  | 第 63号議案 | 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）         |
|        | 第 64号議案 | 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
|        | 第 65号議案 | 平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）   |
|        | 第 66号議案 | 平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）   |
| 日程第 8  | 発議第 1号  | 宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第 9  | 第 67号議案 | （仮称）神河緑地公園整備工事請負契約の締結について      |
| 日程第 10 | 第 68号議案 | 戸原小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の変更について  |

日程第 11 第 69号議案 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）

日程第 12 所管事務等調査について

追加日程第 1 第67号議案 （仮称）神河緑地公園整備工事請負契約の締結について

追加日程第 2 第68号議案 戸原小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の変更について

追加日程第 3 第69号議案 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 第 56号議案 宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例について

日程第 2 第 57号議案 宍粟市分担金等徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 3 第 58号議案 宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について

第 59号議案 宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について

日程第 4 第 60号議案 平成23年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について

日程第 5 第 61号議案 大字及び字の区域の変更について

日程第 6 第 62号議案 市道路線の認定について

日程第 7 第 63号議案 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）

第 64号議案 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第 65号議案 平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 66号議案 平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 発議第 1号 宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

日程第 9 第 67号議案 （仮称）神河緑地公園整備工事請負契約の締結について

日程第 10 第 68号議案 戸原小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の変更について

日程第 11 第 69号議案 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）

日程第 12 所管事務等調査について

追加日程第 1 第67号議案 （仮称）神河緑地公園整備工事請負契約の締結について

追加日程第 2 第68号議案 戸原小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の変更について

追加日程第 3 第69号議案 平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）

---

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（19名）

2番	寄川靖宏	議員	3番	木藤幹雄	議員
4番	秋田裕三	議員	5番	東豊俊	議員
6番	福嶋 斉	議員	7番	伊藤一郎	議員
8番	岩 蒨 昭美	議員	9番	藤原正憲	議員
10番	大倉澄子	議員	11番	實友 勉	議員
12番	高山政信	議員	13番	山下由美	議員
14番	岡前治生	議員	15番	山根 昇	議員
16番	小林健志	議員	17番	大上正司	議員
18番	西本 諭	議員	19番	岡崎久和	議員
20番	岡田初雄	議員			

---

欠 席 議 員（1名）

1番 岸本義明 議員

---

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	畑中正之君	書	記	榎谷米男君
書記	原田 涉君	書	記	松原よしみ君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	田路 勝君	副市長	岩崎良樹君
教育長	小倉庸永君	会計管理者	釜田道夫君
一宮市民局長	西山大作君	波賀市民局長	上田 学君

千種市民局長	秋	武	賢	是	君	まちづくり推進部長	伊	藤	次	郎	君
総務部長	清	水	弘	和	君	市民生活部長	岸	本	年	生	君
健康福祉部長	杉	尾		克	君	産業部長	平	野	安	雄	君
農業委員会事務局長	藤	原	卓	郎	君	土木部長	神	名	博	信	君
水道部長	米	山	芳	博	君	教育委員会教育部長	福	元	晶	三	君
総合病院事務部長	広	本	栄	三	君	消防本部消防長	幸	島	幸	博	君

(午前 9時30分 開議)

○議長(岡田初雄君) 皆さん、おはようございます。

本日は最終日でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、本日、市長から議案3件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 第56号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第1、第56号議案、宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第56号議案は、去る12月6日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長(小林健志君) 第56号議案、宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例について。

平成23年12月6日に審査付託のありました第56号議案、宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例については、平成23年12月8日に第16回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。内容としまして、第56号議案は、家畜伝染予防法の改正に伴い、家畜共済に係る事故の廃用に関する共済金の範囲から、家畜伝染予防法により手当金等が交付される場合を除外する当該条例の改正を行うものであります。

審査の結果、第56号議案については適正と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第56号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第56号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第57号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第2、第57号議案、宍粟市分担金等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第57号議案は、去る12月6日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 第57号議案、宍粟市分担金等徴収条例の一部を改正する条例について。

平成23年12月6日に審査付託のありました第57号議案、宍粟市分担金等徴収条例の一部を改正する条例については、平成23年12月8日に第16回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。内容としまして、第57号議案は、市が施行する事業の地元分担金について、現行は事業費に一定の率で算出した額であります。国や県の補助事業で地元分担金の基準があるときは、その基準により算出するよう当該条例の改正を行うものであります。

審査の結果、第57号議案については適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第57号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第57号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第58号議案～第59号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第3、第58号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例についてから、第59号議案、宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

当該2議案は、去る12月6日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 第58号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について。第59号議案、宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について。

平成23年12月6日に審査付託のありました第58号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について及び第59号議案、宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改

正する条例については、平成23年12月8日に第16回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。内容としまして、第58号議案は、下水道法の改正に伴い、引用条文を改正するものでございます。具体的な変更は、水質汚濁防止法に規定する特定事業場から排出される排出水のジクロロエチレンについての排出基準を緩和するものでございます。なお、該当する事業所は宍粟市にはございません。

第59号議案につきましては、兵庫県浄化槽指導要綱が改正されたことにより、その条文を引用していた当該条例の字句を改正するものであります。この改正により、学校施設関係の人数算定が軽減されることとなります。

審査の結果、第58号議案及び第59号議案の両議案については適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。採決は分割して行います。

まず、第58号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第58号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第58号議案は、委員長報告のとおり可決されました。



次に、第59号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第59号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第59号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第60号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第4、第60号議案、平成23年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施についてを議題といたします。

第60号議案は、去る12月6日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長(小林健志君) 第60号議案、平成23年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について。

平成23年12月6日に審査付託のありました第60号議案、平成23年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施については、平成23年12月8日に第16回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。内容としまして、第60号議案は、宍粟市農業共済条例の規定に基づき、農作物共済に3カ年連続加入し、被害がなかった、少なかった農家に対し、無事戻し金を交付するものであります。

審査の結果、第60号議案については適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第60号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第60号議案は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第5 第61号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第5、第61号議案、大字及び字の区域の変更についてを議題といたします。

第61号議案は、去る12月6日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長(小林健志君) 第61号議案、大字及び字の区域の変更について。

平成23年12月6日に審査付託のありました第61号議案、大字及び字の区域の変更については、平成23年12月8日に第16回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。第61号議案の内容としましては、山崎町青木地区で実施されている県営ほ場整備事業の工事完了に伴い、従来の地形が大幅に変更されたため、大字及び字区域を完了後の形状に合わせて変更するものでございます。この区域変更により、大字区域で山崎町青木と山崎町高下の地域から、それぞれ同程度の面積が編入されます。

審査の結果、第61号議案については適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第61号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第61号議案は、委員長報告のとおり、可決されました。

#### 日程第6 第62号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第6、第62号議案、市道路線の認定についてを議題といたします。

第62号議案は、去る12月6日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 第62号議案、市道路線の認定について。

平成23年12月6日に審査付託のありました第62号議案、市道路線の認定については、平成23年12月8日に第16回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。内容としまして、第62号議案は、山崎町与位地区において生活道路として利用されている4路線について、地元自治会の強い要望により、市道認定するというものであります。これらすべて、

認定要件を満たしております。また、幅員不足の路線については、将来の拡幅工事を  
する場合の用地提供の同意が確約できております。

審査の結果、第62号議案については適切と判断し、全会一致で原案を可決すべき  
ものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第62号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第62号議案は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第7 第63号議案～第66号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第7、第63号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算  
（第3号）から第66号議案、平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第  
2号）までの4議案を一括議題といたします。

当該4議案は、去る12月6日の本会議でそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託  
していただいております。それぞれ所管の常任委員会の審査の経過と結果の報告を  
求めます。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 第63号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正

予算（第3号）の関係部分について。

平成23年12月6日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会の所管に関する部分について、審査付託がありましたので、12月8日に第19回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第63号議案のうち総務費に関する主なものは、地域情報通信基盤施設光ケーブル工事についての集合住宅への新規引き込みに係る増額や緑地公園整備事業の工期に伴う債務負担行為の増額及び合併特例債事業の減額、また再生可能エネルギー利用促進事業補助金の増額などの補正を行うものであります。

教育費に関する主なものは、学校給食機能集積に伴う波賀学校給食センターを廃止し、平成24年4月から一宮学校給食センターに統合するための実証検証に係る予算措置をするものなどが主な補正になっております。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものに決しましたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第63号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）についてから、第65号議案、平成23年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの3議案を一括報告いたします。

平成23年12月8日に審査付託のありました第63号議案から第65号議案については、平成23年12月8日に第17回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、御報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第63号議案から第65号議案までの内容としましては、国庫支出金では障害者自立支援法移行施設の増加に伴う増額、子ども手当にかかわる減額補正等であります。

財産収入では、昨年まで貸与しておりましたごみ収集車についての動産売払収入を増額するなどの補正であります。

また、災害対策費施設修繕費に宍粟市内2カ所の警察署にしーたん通信設置費が含まれています。災害対策として、市内の国・県・出張所へのしーたん通信の設置

を確認すべきと当委員会から指摘しておきます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、療養給付費等の増額に対応する補正であります。

次に、介護保険事業特別会計は、介護認定調査件数の増加に伴う関連経費の増額及び高額介護サービス費の精査による増額補正であります。

審査の結果、第63号議案から第65号議案までの関係部分は適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 第63号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の関係部分。第66号議案、平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。産業建設常任委員会の審査の経過と結果について、御報告いたします。

平成23年12月6日に審査付託のありました第63号議案の当委員会関係部分及び第66号議案は、12月8日に第16回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、御報告申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第63号議案の当委員会関係部分の主な内容としましては、緊急ため池整備事業に係る委託料や台風による災害復旧事業の増額補正、それに伴う分担金や国県支出金の増額であります。また、水道料金等の生活弱者への助成に伴う経費を補正計上しております。

第66号議案は、歳出で波賀簡易水道施設における落雷により水位計等の機器が故障したことから修繕料を増額補正し、その財源について全額公有建物災害共済金で対応するため、歳入も同額の増額補正を行うものでございます。

審査の結果、第63号議案及び第66号議案の両議案は適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

総務文教常任委員長の報告に対してお聞きしたいと思うんですけども、一つは、学校給食センターの関係の補正予算が出てきております。その中で、補正の内容については、本格的な実施検証を行うという意味合いのものと、一方では波賀で新しく補正予算で買ったオープンの移転費用も含まれております。そういう意味では、委員会としては、波賀の学校給食センターの廃止を認めるという方向での結論を出されたのか、きのう議員協議会がありました嘆願書の結果を見ますと、嘆願書については委員会としては事実上不採択というふうな結果を出しておられるように思ったんですけども、その点どうであったのか、お聞かせ願いたいと思います。

それとあわせて、本格的な実施検証をするためということであるんですけども、食缶・食器購入費ということで700万円、それと食器等購入費ということで700万円が計上されて、あとオープンの移設費と食缶の洗浄機の改修というふうなことで800万円が計上されておるわけですけども、そういう点で、その食缶とか食器購入費、また食器等購入費と言われるものについては、それぞれ具体的に何個購入するというふうなことになっておるのか。それとあわせて、オープンの設置、移転費用はどの程度見てあるのか。それとオープンに移転するということになりますと、明らかにもう波賀の学校給食センターは3月末で廃止というふうなことの結論が出てしまうというふうなことになるわけですけども、その点、いかがとらえておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、委員会の記録を見せていただきますと、一宮の学校給食センターで幾らの食数をつくるのが可能かというふうな中で、教育長は1,400食は可能だと。それで、うちの山下議員が直接一宮の給食センターに調査に行ったときに聞いたのでは1,200食というふうなこと。あと、山崎の給食センター所長の説明では、つくるものによっては1,200とか1,400というふうな判断はできない。それで、例えばシューマイであれば、今の一宮の給食センターでは500人分しかつukれないというふうなことも言われております。

それで、一方では、部長は平成24年度には1,248人の人数になるので、それはクリアできるんだというふうなことを言われておるんですけども、実際に総合的に考えてみますと、統合することによって、逆に献立のメニューというのが一定限定される。今までは手をかけてつくられていたものがつくられなくなるとか、そういうふうな視点での検討はなかったのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、もう1点でありますけれども、この間、波賀の学校給食センターをなくすことによって年間2,000万円浮くんだということが大変強く言われて、同僚議員の中でも「1年間おくれて4,000万円の損失ではないか」というふうなことまで言われる議員さんもおられました。でもよく考えてみましたら、その2,000万円の根拠が出されたのは、平成21年の山崎に一宮の一部を持っていく、そして、そのあいた分を一宮で受け入れるというときの試算だったように私は記憶をしております。そういうことから考えますと、山崎で言いますと、全体でふえる分は今までつくっておった分よりも1.2倍程度ふえるのに対して、一宮については1.5倍ふえるというふうなことになります。そういうことで、削減効果というものが、本当にある意味一宮の分は山崎には行かなくなったわけですから、節減効果というのがどういうふうなことで変わったのかというふうなことが検討されたのかどうかお聞かせ願いたいなと思います。

それともう一つは、学校の給食というのは。

(「……一遍に言うたらわからへんぞ」の声あり)

○議長(岡田初雄君) どうぞ続けてください。

○14番(岡前治生君) 一問一答でできるんやったらいいですけど。

○議長(岡田初雄君) 続けてください。

○14番(岡前治生君) それともう一つは、学校給食というのは何時から何時まで、調理時間が何時から始まって何時までにつくらないけないというふうに決められておるのか、そこら辺も御存じでしたら教えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長(岡田初雄君) 答弁を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) たくさんたくさん言って、全部記録できてませんが、まず、一番冒頭におっしゃった嘆願書の結果と給食の全体のオープンの修理その他を含めての内容でございましたが、まずこの点につきましては、食器・食缶ですね。要は部分的な実証実験は終わっておるわけでございますが、まとめてそういうものを実際の実勢に合わせたことができるかどうかと。そのためにフーズコンテナ、要は食缶であります、冷えない缶を用意せなあかんと。それをそれ相当数の食缶を用意せなあかんと。これらの予算がまず700万円等でございます。それから、今回の予算の中に一部配送車、あれは更新が必要、老朽化しております配送車が700万円1台入っております。そういったことの報告がそのとおり出ており



ます。

今期定例会の私の一般質問に市長が答えておいでであります。まず、実証実験が終わった時点でということ、次の段階に入るという回答を一般質問の席上されました。そのことも含めまして、嘆願書その他につきましては先般御報告したとおりの内容でございまして、嘆願書に書かれておられる問題点等の指摘、それらを改善すべく今回の補正予算の内容となっております。それが第1点目であります。

それから2点目の食数のことですが、これは担当の幸福所長から詳細なる回答がございました。

まず、来年度、今現在は1,300ほどの想定をしておりますが、平成23年度につきましては1,300ほどの予定をしておりますが、平成24年度につきましては1,248名、これは教職員、児童を合わせましての数字であります。1,248という需要が出てまいります。それから平成25年度には1,161、平成26年度には1,108人と徐々に減るわけですが、1,300を予定しております。

もともと一宮のセンターそのものは2,000食の機能を有している設備ですが、実質は、今の時点では食事の内容その他におきましては2,000が可能でない場合もありますが、それは簡単な食事、あるいはおかずのその他、品数の多いものとの誤差によるところでございまして。あわせて1,300は十分いけると、そういった回答が委員会の中で協議として出ております。

それから、3点目の御指摘の年間2,000万円削減と、そのことについての話でございましたが、それについては、委員会としては今回の内容については十分審査は出ておりません。ただ、平成21年あるいは平成22年度等、委員会等そういった指摘もございましたが、今回の補正予算に関するところでは、その議論はできておりません。

それから何時何分に食事をつくって云々というのは、そういう議論は出ておりませんが、通常は昼に間に合うようにするのが一般的であると、こういうように思っていますので、何時何分とか、そういう詳細な議論はありませんでした。

以上。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 総務文教常任委員会の記録の中で福元部長が言われてるんですけども、一宮と波賀全校一斉の検証はしていないと。それで、それができるかどうかという嘆願書の中身となっている。それで、先ほど言った本格的な実施検証を行うために今回の補正予算をお願いしたいんだという説明があるんですけども、

そういうことから言うと、本格的実証をするために、食缶やとか食器を購入する費用の700万円というのは、波賀全体の児童生徒、職員も含めた、それに必要な食缶数、そしてまた食器についても必要な食器数をもし購入するとすれば、これはもう事実上の、実証的な実験ではなくて、もう統合を前提、波賀町の給食センターの廃止を前提にした予算やというふうなことになると思うんですけども、そういう点で、その食缶を何個買うとか、食器を何セットそろえるとかというふうなところはお聞きにならなかったんですか。

それともう1点、先ほどちょっと横やりが入りましたので飛ばしてしまっただんですけども、もう1点、光ケーブルの2,400万円の補正予算について、私、本会議で詳細な資料を求めるようお願いしておきました。というのは、これは2,400万円という大きな金額でありながら、すべて一般財源で持っています。それで今後もうこういうふうなことが続くとすれば、大変光ケーブルそのものに対してのメンテナンス費用、あるいは移設費用というのがかかってくるんだなということになりますので、それぞれ2,400万円の内訳というのが資料が出てきておるのかどうか。もし出てきておったらコピーしていただきたいなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。よろしいか。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 食缶の実数で何セット買ったかという詳細な、何十何個という話は出ておりません。

それから、2点目の光ケーブルにつきましては、光ケーブルについての2,400万円の、2,440万円になろうかと思いますが、詳細な報告その他は、当委員会の審査のときには出ておりません。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

---

午前10時13分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 先ほどの2,400万円の件につきましては失礼をいたしました。委員会資料等を持ってきておりませんので申しわけなかったです

が、2,440万円の内訳であります。宍粟市地域情報通信基盤施設光ケーブル工事であります。光ケーブルの移設、新規引き込み、復旧、撤去、増設、集合住宅の引き込みによる工事費等を計上しております。

以上。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論・採決を行います。討論・採決は分割して行います。

まず、第63号議案について討論を行います。

通告に基づき、順次発言を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第63号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算に反対の立場から討論をいたします。

今回提出されました補正予算には、学校給食機能を集積するための予算、波賀から一宮へのスチームオーブンの移設費及び一宮の食缶洗浄機の改修800万円、また機能集積に伴う一宮の食器・食缶等の購入費700万円、また、老朽に伴う一宮の配送車の購入700万円が含まれております。

10月23日には、明日の波賀の子どもを育てる会より、波賀学校給食センターの廃止の撤回を求める嘆願書が波賀町の住民の過半数を大きく上回る2,600名余りの署名とともに提出されております。11月29日には、市長、教育長、当局と保護者代表等との懇談会が波賀市民局で行われ、廃止の撤回を求める意見が次々と出されたことに対して、市長はきょう初めて生の声を聞いた、たくさん意見をいただいた、これらについては回答させていただきたい。また、教育委員会のほうで機能集積がやれるかやれないか確かめて回答をすると答えておきながら、同時に波賀給食センター廃止のための補正予算を出してくるのは、波賀市民の願いに答えてないと言えます。撤回すべきであったと考えます。

一宮の学校給食センターは、私が直接お伺いした説明では、2,000食の調理能力があるということですが、それは冷凍食品など、調理に手間のかからない給食をつくった場合であり、食育の観点から手づくりのものをつくれば1,200食が限界であると聞いております。一宮と波賀を集積させて1,400食をつくるとすれば、つくりたくてもつukれない副食が出てきて、食育が後退すると考えます。

また、現在、栄養教諭が波賀に1人、一宮に1人おられ、食育の推進のために力を尽くしておられます。波賀は食べ残しが一番少なく、栄養教諭の努力のあとがうかがえます。しかし、一宮に集積されれば、教職員定数の標準に関する法律によって栄養教諭は1人となり、食育教育は後退する恐れがあります。

以上の主な理由により、反対討論といたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 第63号議案の平成23年度宍粟市一般会計補正予算について、賛成の立場から討論を行います。

特に給食センター集積にかかわる最終検証のための備品購入や設備移転、また配送車の更新に充てるもので、平成24年4月の一宮給食センターへの機能集積に向けて、子どもたちに安心・安全の給食を提供するための準備に必要な予算として計上されたものです。したがって、第63号議案、補正予算を可決することに賛成いたします。

以上。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

これから、第63号議案について採決を行います。

第63号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第63号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第63号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第64号議案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第64号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第64号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第64号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第65号議案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第65号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第65号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第65号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第66号議案について討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第66号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第66号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第66号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 発議第1号

○議長(岡田初雄君) 日程第8、発議第1号、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

当議案は、去る6月20日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託し、6月24日及び9月26日の本会議で継続審査となっていたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 発議第1号、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について。

平成23年6月20日に議員発議により提案があり、総務文教常任委員会に審査付託のありました発議第1号、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、6月議会定例会最終日において、なお、よく審査するため閉会中の継続審査となり、また9月議会においても同様に継続審査となっております。この間、平成23年7月15日第7回総務文教常任委員会以降、市内3スポーツ施設の現地踏査及び担当部局からの資料説明等も含め、8回の委員会を開催し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により御報告を申し上げます。

9月議会でも御報告申しましたとおり、岡前議員提案の改正案は、体育館の競技場において、山崎スポーツセンターと波賀B & G海洋センターについては半面を、スポニックパーク一宮については1コートを、それぞれ5人未満の少人数で使用する場合、1時間につき人数に関係なく500円になっているところを高校生以上1人100円に、中学生以下1人50円に改正しようとする提案であります。

現地踏査時に担当職員に状況確認する中で、3施設とも個人利用はほとんどない状況でありました。現在、体育館は団体利用を想定した料金設定になっており、逆に個人利用のために団体利用が制限されるという場合も想定されます。なお、人数料金制はプールやジムなどの1人利用による料金システムであって、体育館については団体利用料金が設定されていること。また一方では、小中高生の利用や高齢者の健康づくりの面からも利用しやすい施設にするべきではないか。また、改正する場合、小中学校は無料、社会人は有料との考えがあるのではないかなどの意見も出ており、やるならきっちりと教育委員会が考えるべきでないかなどの意見も出ました。また、受益者負担の原則であり、あえて本提案のとおりする必要はないという意見もありました。などなど、以上、慎重審査しました結果、賛成少数で否決と決しましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対し、質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君）　まず、私の議員提案に対して、現地踏査も含めて8回も慎重に御審議していただきましたことに対しては、大変敬意を表するものであります。

結果としては、今ありましたように否決ということでありますけれども、大変丁寧な審査をしていただいたんだなということは思います。

その点でお聞きするんですけども、現地踏査をされたという中で、私もこの提案をするに当たって、3施設それぞれ訪れて、利用状況等も把握したつもりで提案をさせていただきました。その中で、一宮町のスポニックパークについては多目的室というのとミーティングルームがあるんですけども、そのところでは、広さからいっても卓球ができるということで、ここは1時間の使用料が200円となっております。そういうことから、私は1人当たり1時間100円というふうな金額を出してきたんですけども、現地踏査の中で一宮スポニックパークが多目的室であるとかミーティングルームで卓球をされているというふうな報告は聞かれなかったのかどうか。ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それともう一つは、私が今回あえて一般質問とかそういうことではなしに、議員提案としてしようと思ったのは、一つは議会基本条例ができたことがあります。その中の第4条に第2項として、自己の能力を高めるために不断の研さんに努め、調査研究を行い、政策を立案及び提案し、市政に反映させるよう努めることということで議会基本条例に定められております。私はせっかくできた基本条例なので、議員として市民から聞いた要望を含めて提案できないものかなということで、私なりに研究をして提案をさせていただきました。そういう点で、私としてはできるなら、いろんな意見はあったようでありますけれども、修正も含めてこの議員提案を総務文教常任委員会で一致できる形で修正をしていただいて、個人の利用料金が今よりも下がるという、そういう方向では考えていただけなかったのか、その2点をお聞かせ願えたらと思います。

○議長（岡田初雄君）　答弁を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君）　3点ほど申し上げられたように記憶しますが、まず1点目に、8回委員会して、慎重に協議してくれたということで感謝申し上げるということで、久しぶりに岡前議員から感謝、御礼という意味を聞いて、感激し

ております。

まず、一宮スポニックについて、ミーティングルームその他の利用等の話を聞いたかと。これは何十何回あったとかそういう話は出ませんでしたでしたが、このミーティングルームを使って卓球されるという答弁は、当局の担当から現地踏査の際、意見は出ております。そのことは頭に、耳によく記憶しておりますが、1年に何人があるとか、そういうデータその他は何もありませんでした。

それから3点目に、基本条例に基づいて研究したんだと、そのとおりだと思います。そのようにして出されたんだとは思いますが、先ほど報告申し上げたとおり、踏査した際にそういう実数その他が各ところから出ておりました、その踏査した日には山崎スポーツセンター、それから一宮スポニックパーク、それからあと給食、一宮、波賀及び千種の幼稚園その他、全部、当日は1日かけて回ったわけです。それは踏査に参加した委員の皆さんが、ほぼ共通してお持ちの意見でございました。実態は極めて少ないということであります。

また、冒頭、報告のときに申し上げましたとおり、本来はそういう施設、受益者負担でやるというのが一つの基本だという考え方を申し上げられた委員もございました。そういったことから、先ほど申し上げたとおりの結果報告であります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に基づき、順次発言を許可します。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

この改正案は、体育館の競技場において、山崎スポーツセンターと波賀B&G海洋センターについては半面を、スポニックパーク一宮については1コートを、それぞれ5人未満の少人数で使用の場合、1時間につき、人数に関係なく500円になっているところを、高校生以上1人100円に、中学生以下1人50円に設定する提案であります。

2人で行うバトミントンや卓球を趣味としておられる人たちから、2時間利用す



れば2人で1,000円かかるので利用料が高いという声が上がっております。集団でバレーボールなどを行う人たちと比較して、1人当たりの負担金が違っているのは不公平であると考えます。

また、昼間は体育館があいていることも多く、市民の生きがいや健康づくりのためにも、卓球やバドミントンをされる場合に利用料を気にせず使用できる配慮が必要であると考えます。

また、スポニックパークでは、ミーティングルームを利用して卓球する場合、1時間200円の利用料となっております。

以上の理由から、この条例改正案に賛成いたします。

○議長（岡田初雄君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 発議第1号の宍粟市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

この条例は、審査に当たり、提案者の岡前議員から説明を受け、また教育委員会からも使用状況の説明を受け、さらに各関係施設に視察も出かけ、慎重に審査いたしました。条例を一部改正しても施設利用者が著しくふえることは考えにくく、条例改正のメリットがほとんど見えないし、財源的にも改善の可能性がないと考えられます。したがって、発議第1号に反対いたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

発議第1号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は否決であります。

お諮りします。

発議第1号議案を委員長報告のとおり否決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

発議第1号議案は否決されました。

日程第9 第67号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第9、第67号議案、（仮称）神河緑地公園整備工事請負

契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

- 市長（田路 勝君） それでは、第67号議案、仮称でございますが、神河緑地公園整備工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

山崎町岸田地内に所在します旧神河中学校跡地につきましては、平成19年度より岸田多目的広場として市民の健康増進や世代を超えて、ともに楽しめるコミュニケーションスポーツ振興に活用してまいりました。この広場をさらに幼児から高齢者まで広く市民が安心して憩える場として活用できるよう、市民の参画を得て緑地公園整備等検討委員会を設置し、検討した結果、全面芝生化とした広場を中心に、周辺部には遊具を備え、季節ごとに彩りを楽しめる花木を配置するなど、緑地公園とすることといたしました。

この工事の実施に当たり、去る平成23年12月19日に入札を執行した結果、宍粟市波賀町上野190番地1、株式会社松本工務店、代表取締役、松本貞人と契約金額1億3,626万9,000円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上でございます。

- 議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

- 14番（岡前治生君） 14番です。

幾つか質問をしたいと思うんですけども、この緑地公園については検討委員会がつくられて、ホームページを見る中では2回目まではどういうふうな議論がされたかということが載ってございましたけれども、3回目以降についてはどのような議論がされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、利用見通しについてでありますけれども、前も聞いたと思いますけども、実際に今、立てておられる利用計画と実際施設ができた後のその利用状況が少ない場合、この場合どう対応されるのか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、芝生の管理についてでありますけれども、私がちらっとホームページを見て、これは学校の校庭、これを芝生にしたときの費用の一例として出てるんですけども、芝生面積が3,000平方メートルとしたときに、トータルで約70万円程度かかるというふうになっております。それで、結構芝刈りの頻度でありますとか委託

費用とか、委託先とかそういうものをどうするかによって、かなりその管理費用というのは変わってくるようであります。

それで、芝生化するということになると、水を必ず適宜やっていかないと芝そのものが枯れるということで、設備の中には水やりを自動的にしようと思えばスプリンクラーの設置というふうなことが当然のように必要になってくるようでありますし、もし雑草が生えるとして、雑草を手で抜くということは大変な作業で、それをしないということになると除草剤に頼らなければならないというふうなこと。でも、子どもたちが芝生に触れて遊ぶということを前提にすると、除草剤なんかは絶対に使っていただいたら困るというふうなことで、そういう意味では相当な管理費用もかかる可能性もあるんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたり、機械の購入やとかそういうことも含めて、どの程度のものを見ておられるのかお聞かせ願えたらと思います。

それと、最後にこれは明確に確認しておきたいと思うんですけれども、この前もある中学校のグラウンドを芝生化したというふうなことで、PTAから反対が上がって土に戻すということをしてPTAで決議されておったニュースを見られた方もあろうかと思えます。そういう点で、私が一番心配するのは、こういうふうに住民代表の検討委員会で緑地公園にするということを決められたというところは尊重しますが、もし利用が少なくて、またもとのようにソフトボールとかそういうことに利用できるものにしてもらいたいということで、大変多額なお金をかけた芝生もとの土に戻すというふうなことは絶対にないと言い切れるのかどうかですね、そのことだけはきちっと確認をしておきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 4点ばかり御質問があったかなと思います。

検討委員会の第3回目につきましてのどういうふうな内容かというふうなことでございますが、第3回目の会議について、主な協議はドッグランのスペースについてというふうな部分でございます。ドッグランについては、こういうふうな自然環境豊かな地であるというふうなことから不要ではないかというふうに結論が出されて、その部分については、ドッグランについては、その施設には採用しないというふうなことでございます。

それから、あずまやの追加、子どもを見守る保護者の方が安心して見守れる環境

整備というふうなことで、あずまやがもう少し要るのではないかというふうなことで、その追加をさせていただきました。

また、ベンチについての配慮というふうなことがありますして、グラウンドゴルフであったり、さまざまなイベントで観覧しやすいようにベンチをつくっていくというようなこと、それから管理の部分も出てまいりまして、どういうふうな形でいくのかというふうなことも、意見も出ておりまして、これについては今後、第4回以降の検討委員会の中で提案し、また提案もいただきながら検討していきたいというふうなことで、第3回の内容につきましては、以上のようなことでございます。

それから、次に公園の利用者が少ない場合、もとに戻すというふうな御質問もあったかなというふうに考えております。利用の少ない場合というふうなことでございますけれども、今回この緑地公園につきましては、小さい子どもさんから高齢者の健康保持、また少年たちの、いわゆる年間の、メインの、例えばサッカーの大会であったりゲートボール、さまざまなそういったスポーツ行事というふうなものもできるのかなというふうに考えておりまして、宍粟市には今までにない緑地が大きく広がる公園であるというふうに考えておりまして、この利用につきましては、前回の委員会でも申し上げましたように、約1万人以上の人数があるというふうに考えております。そういったことで、今後の利用促進も計画的に進めていく中で、今現在そういった芝生を取りやめる等々の考えはございません。

それから、管理の件でございますけれども、管理する上での機器につきましては、芝刈り機というふうなものが必要かなというふうに考えておりまして、それが概算で150万円程度というふうに見込んでおります。芝刈りにつきましては6月から9月が、夏場がメインでございますして、1週間に2回、その他、3月から5月、10月から11月というふうな月には、月に1回から2回程度というふうに見込んでおります。

管理経費につきましては、先ほど議員御指摘のように、3,000平米で70万円というふうなことをお聞きいたしました。このことにつきましても、前回の本会議の中で、今回約4,000平米の広場がございますけれども、そういった中で、芝生にかかる費用については100万円というふうに御回答を申し上げておるところでございます。

管理につきましても、水やり、それから先ほど申し上げました芝刈り等々がある中で、もちろんその雑草が生えた場合の処置も今後考えておりまして、そういった薬剤を使った、農薬であったり、そういうふうなことのしないような管理を、検討委

員会の中でも出てまいっておりますので、その辺については厳守したいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 私が聞いておきたいのは、その利用計画の1万人というのが以前から山高のソフトボール部やとか成人ソフトやとか、そういうふうな状態での利用が約1万人あったので、それと同等の利用計画を見込んでいるというふうなことやったと思っております。それで、私は断言をしてもらいたいんですけども、緑地公園をつくる以上、芝生をまた、利用が少ないからまた成人ソフトとかができるように土に戻すことは絶対にないですよということを確認をしておきたいんです。先ほども言いましたように、ある学校ではそういうふうにせっかく張った芝生を利用勝手が悪いというふうなこともあって、芝生を張ったのに土に戻すというふうなことも現実的に起きておるわけですから、そういうことは絶対にないというふうに断言をしておいてください。議事録にきちっと残るように断言をしておいてください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今は前向きで、いろいろみんなが寄ってたかって何とかいいものにしようということでもあります。したがって、仮定の話の中で、そういう話は私はしたくありません。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） いや、市長がそういうことをおっしゃるんやったらね、もう少し私も言わなあかんですけども、検討委員会の中で当局が言われてるのは、地域に迷惑をかけない施設であるということが第一に出てきとんですよね。ソフトボールが恐らく想定されて、今まで近所の屋根に当たったとかそういうふうなことで、近所に迷惑をかけてきたというふうな認識のもとで、迷惑のかからない施設というふうなことになつとるんだと思うんですけども、迷惑をかけない、そういう成人ソフトとか山高の野球部とかソフト部とかが使おうというのであれば、フェンスを高くして、そういう球技ができる体制を私はとったらいいと思うんですよ。にもかかわらず、迷惑のかからない施設にするために緑地公園というふうな議論がされておるので、そのところを一番危惧をするわけです。だから仮定の話ではなくて、この計画そのものがせっかく1億円以上もかける計画やのに、それで恐らくその芝を張るといふ部分に相当な金額をかけるんじゃないかなと思うんですね。だからこ

そ、せっかく多額の経費をかけてやったものに対して、またもとに戻すというふうなことが絶対にはないんですよということを行うと、それは仮定の話ではなくて、実際にこういうふうな契約案件として出てきて、今審議してるわけですから、それは市長、仮定の話ではなくて、これを出す以上、そういうもとに戻すということは絶対ないということ、私はやっぱり断言しておく必要があるんじゃないかなと思いますけど。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今からつくるんですよ。50年先、わかりませんよね。一体何を目的にそういうことを言われるんですか、ちょっとおかしいんじゃないですか、そういう言い方というのは。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 迷惑をかけない施設というようなことの御意見を今、お聞きしました。昨年度の平成22年度の検討委員会、大きな方向性を出させていただきたいというふうな検討委員会の中で、確かに迷惑をかけない施設をつくっていかうというふうな方向性を出していただきました。その中には、今まで多目的グラウンドとして周辺が、のり面に大きく草が生え、それを放置しておったと。そのことにつきましても市なり、また利用者団体に協力を願って、そういうふうな周辺の草刈りをしていかうというふうなことでなっておったわけなんですけども、それが回数であったり、また草を刈って、下に、溝に落ちてしまったりというような、その部分の大きな意見が多数寄せられました。そういった放置したことについて、それらは長い間、最初の総合福祉センターというふうな段階から、もう既に草がたくさん生えておったというふうな状況が長年続いておったという中での迷惑をかけない施設というふうにとらえています。もちろん、ソフトボール等々のお話もあったわけなんですけども、何とかソフトボールができないだろうかというふうな意見もその中で出てきたわけですから、その平成22年度の検討委員会の中で、だれもがたくさん、多くの方が使える施設というようなことで緑地広場にしたらどうだろうというふうな御意見でまとまったというふうなことでございますので、そういうふうな御理解いただきたいなというふうに思います。

よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 続いて、16番、小林健志議員。

○14番（岡前治生君） 議長。

○議長（岡田初雄君） 岡前議員、3問終わりましたので。次は委員会に付託の予定

でございますので、その節でよろしく。それじゃあ、小林議員。

- 16番（小林健志君） 一般質問でも何回もお聞きをしておるんですが、入札も済みましてどんどん進んでおるわけですか。それで委員会に付託されて、委員会では細かく詳しく説明があるかと思うんですが、この場で私、委員会に所属しておりませんので、お聞きしたいと思います。

まず、工事の概要、内容ですね、どういうふうな形からどこをどういうふうな。もしよければお話をさせていただきたいと思います。

私の記憶しておりますのには、約2億円近い予算を組まれて進めたいというふう聞いておりますので、そのことが一つと、それから地元自治会長さん、また河東地区の連合自治会長さんでもあります方から、どういうふうな形で検討委員会で進んでおるんです、地元はどういうふうな要望をされておるんですかというふうな話もしております。その中で、どうしても隣接の方々に御迷惑をかけておると、周辺工事、そして用水路、そして隣接の方ということで聞いておりますので、そのことが進んで工事をとにかく、それをやっていただいてから中のことはゆっくり考えたいんだというふうな話を聞いておったんです。今、岡前議員の質問の中でも、ほとんど中のほうも決まってしまったような話もございますので、それはそれで結構なんですけども、隣接の方との用地の問題と、そういうこともお話ができるようでしたら聞かせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

- 議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

- まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 隣接地というふうなことであったり、また地元の皆さんの御理解をいただくというふうなことであったり、もちろん自治会長さんを通じまして、そのことについてお願いに上がり、地元説明も繰り返し、いろいろな御意見を賜りながら、今回のこの計画についてのプランをお示しする中で御意見をいただいたところでございます。

隣接につきましては、進入路の、いわゆる吾助橋の改修、またその進入路の岸田4号線の拡幅工事等々で、今後拡幅工事を本体工事とは別にさせていただき予定にしております。

また、隣接地であります一部の土地については等価交換というふうな、同じ面積での等積交換というふうな形でのお話を進めさせていただいておりますので、そのことにつきましては、土地所有者の方につきましては御理解を重々いただいております、その事務も進めさせていただいておりますというふうな現状でございます。

また、樹木等々、また周辺の境界につきましても、地元の役員さんに御検討を願いまして、そういった問題がないかどうかの協議もさせていただいたところでございます。

2点目に、この工事概要というようなことですが、主な工事内容でございます。緑地が8,068平米、これは周辺の、いわゆる周回路の外も含めた形の面積でございます。それから緑地がありまして、それから子ども広場ということで複合型の遊具を設置する。それから既存のゲートボール場がございますけれども、それについては少し移動させていただいて、ゲートボール場の、クレイ、いわゆる土のゲートボール場が530平米、駐車場が66台ということでございます。それから、あずまやが2基というような概要でございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） 余り詳しく言うと、進入路なんかの関係で、入札のこともあろうかと思えますんで、それはまた委員会で説明していただきたらと思えます。

ただ、私が思いますには、先ほど岡前議員の質問の中に答弁がございました。サッカーはしてくれと、ゲートボール、グラウンドゴルフもしてくれと、そういうふうにお聞きしたわけです。その中で、ソフトボールは出ていけと、そういうお話じゃないかと思うんですね。ほかにグラウンドの整備をして、そこでやらせるということで、土万のグラウンドを使えというふうに聞いておりますが、土万のグラウンドは非常に石が多くて、スパイク履いて運動するのに非常に勝手が悪い。そういうことでございます。そこへ行けと。そういうことでよろしいんですかね。ちょっとそういうことを、何か不公平があるような感じがして仕方がないんで、そのことをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） ソフトボール協会並びに山崎高校のほうへお伺いし、要望書も出していただいております。そんな中で、何とか市内の中で土のグラウンドがたくさんございます。先ほどのお話にもありましたように、スポニックパークであったりスポーツセンター、またメイプル球場、また中学校のグラウンド等々、それから先ほど言われました土万のグラウンドであったり梯の広場であったり。そういったところでその活用をお願いしたいというふうなことを、それぞれ協会並びに高校のほうへ回答を申し上げ、説明をさせていただいたところでございます。



○議長（岡田初雄君） よろしいか。ほかにありませんか。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 本議案についての、以下の質疑を行いたいというふうに思っています。

一つは、その検討委員会で最終的な結論が出ているのかどうかをお尋ねをいたします。また検討委員会の結論が出ているのなら、どういう文書が検討委員会として決定されているのかどうか、お尋ねをします。

それと2点目は、工期が平成25年3月15日までになっておりますけれども、債務負担行為で補正も予算で計上されておりますけれども、なぜ工期が余りにも長過ぎるのかなというふうに思いますので、その点、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） 結論というふうなことの御質問でございますけれども、今年度の検討委員会は、昨年度、平成22年度で大きな方向性を出していただきました検討会で、いわゆる緑地公園をしていこうというふうな大きな方向を出していただきました。このたびの検討委員会、ことしの、平成23年度の検討委員会の中においても一番最初に、そういった緑地公園で行くのかどうかというふうな確認をさせていただいたところでございます。

あと具体的に、それならば子どもたちの遊具であったり、また、それから広場はどういった利用をしていくのかとか、あと周回路はどうしていくのかであったり、ドッグランはどうしていくのかというふうなことを第3回の検討委員会を持っていただきまして、一つ一つその辺について方向性を出していただいたところでございます。

それから、2点目の工期についてでございますけれども、この工期について、長いのではないかというふうなことでございますけれども、やはり芝生というふうなことがございます。そういった中での季節的なこと等々がございまして、そういった植栽工等々に6月ごろからというふうなことで一応限定されておるというふうなことを聞いております。そういう意味で長期間になるというふうなことであります。

○議長（岡田初雄君） これにて質疑を終わります。

ただいま議題となっております第67号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第67号議案は、議案付託表のとおり総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第10 第68号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第10、第68号議案、戸原小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第68号議案でございますが、戸原小学校屋内運動場・プール改築工事につきまして、平成23年3月議会において議決をいただき、現在、工事を実施しているところであります。

今回の変更につきましては、車いすを使用する児童に配慮して、校舎から渡り廊下に至る箇所について新たにスロープを設けるものであります。

また、正面の門扉につきましては、鋼鉄製で重量があることや傾斜路上に設置され、開閉に支障を来しており、完成した屋内運動場が地域コミュニティーや防災の拠点施設としてより重要な施設となることから、地域住民の方がより利活用しやすくするための門扉周辺の改修が必要と判断し、今回、傾斜部分を改修するとともに、アルミニウム製の門扉に変更する工事を追加しようとするものであります。

この変更に伴いまして、上林建設株式会社、代表取締役、上林博幸と契約しております工事費を632万3,100円増額し、変更後の契約金額を2億7,774万8,100円としようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第68号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第68号議案は、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第11 第69号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第11、第69号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第69号議案につきましては、ごみ収集運搬業務の関係でございます。平成24年度から実施する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等から資源ごみを分別する収集方法への変更や収集エリア区分の変更に伴いまして、分別収集開始の4月1日以前に相応の準備が必要となります。また、資源ごみを回収するに当たり、収集運搬回収受託業者においては、車両の改造や特殊車両の購入等の準備、また収集対象が市域全体となることから、ごみステーションの把握や収集ルートの設定など、新たなノウハウを習得する必要があります。

このようなごみ収集方法の変更に伴い、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに係る収集業務につきましては、事前の準備期間を含めて2カ年の業務委託を行い、また資源ごみに係る収集業務につきましては、新規の業務となることから、受託業者による車両の改造経費等にも考慮するとともに、収集業務を実施する中で蓄積されるノウハウを生かし、住民生活に配慮したよりよい収集方法を実践していくため、事前の準備の期間も含めた4カ年の契約を行えるように、平成26年度までのごみ収集業務委託に係る債務負担行為を計上するものであります。

以上です。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第69号議案は、お手元に配りました議案付託表の

とおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第69号議案は、議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第12 所管事務等調査

○議長(岡田初雄君) 日程第12、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会時の継続審査に付することに決して、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続審査に付することに決しました。

委員会審査のため、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時11分休憩

---

午後 1時30分再開

○議長(岡田初雄君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

御報告を申し上げます。

説明員の農業委員会事務局長、藤原卓郎君より午後からの本会議を早退する旨の申し出がありましたので、お知らせをいたします。

ただいま、総務文教常任委員長から、付託しておりました第67号議案から第68号議案までの2議案、民生生活常任委員長から第69号議案の審査が終了したとの報告がそれぞれありました。

お諮りします。

これらを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第67号議案を追加日程第1、第68号議案を追加日程第2、第69号議案を追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 第67号議案

○議長（岡田初雄君） 追加日程第1、第67号議案、（仮称）神河緑地公園整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 第67号議案、（仮称）神河緑地公園整備工事請負契約の締結について。

平成23年12月22日に上程があり、審査付託のありました第67号議案、（仮称）神河緑地公園整備工事請負契約の締結について、平成23年12月22日に第21回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により、報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第67号議案については平成23年12月19日に宍粟市本庁で入札が行われ、10の業者応札の中、宍粟市波賀町上野190番地1、株式会社松本工務店が落札し、契約金額1億3,626万9,000円、工期は平成25年3月15日までとし、契約するものであります。

この広場は、幼児から高齢者まで広く市民が安心して憩える場所として、市民参画の緑地公園整備等検討委員会が検討され、多くの市民の皆様に御活用いただける緑地公園であります。

なお、委員から工期が長過ぎるとの指摘があり、今後検討委員会でも工期短縮について検討協議をされたい。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものに決しましたので、御報告といたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

これで質疑を終わります。

討論はありますか。

13番、山下由美議員。

まず、原案に反対者の発言を許します。どうぞ。

- 13番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、第67号議案、（仮称）神河緑地公園整備工事請負契約の締結について、反対の立場から討論をいたします。

この問題は旧町の時代に解決すべきであり、現在の田路市長の対応には敬意を表します。この緑地公園計画は、市民参加の検討委員会を設置して検討されていることは評価いたしますが、まず1点目に、先ほどの委員会で示された工事図では、3回目の検討委員会であずまやを1カ所追加することになっておりますが、契約の段階における工事図でも1カ所しかあずまやがありません。

2点目には、また一番重要な管理方法は第4回目以降の検討委員会で話し合われるとの答弁であり、まだ工事の発注段階ではないと判断いたします。

3点目は、管理棟は別の発注ということであり、分割発注も業者への仕事を分けるという点では悪いことではありませんが、全体の工事費を節約しようと思えば、一括発注のほうが財政的には安くなります。

4点目は、周辺の住民の要望を踏まえて、進入路などの工事を優先すべきであると考えます。

以上の理由により、まだ工事を発注する段階ではなく、この契約議案に反対いたします。

- 議長（岡田初雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、大倉澄子議員。

- 10番（大倉澄子君） 第67号議案、（仮称）神河緑地公園整備工事請負契約の締結につきまして、賛成の立場から討論を行います。

この緑地公園整備等検討委員会を中心に、全体計画なども十分に検討され、今後十分な話し合いの中で検討されていかれる神河緑地公園は、幼児から高齢者までの幅広い市民の健康増進や、世代を超えてともに楽しめるコミュニケーションスポーツの振興に利用できる場所です。そのような意味からも賛成するものであります。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（岡田初雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

第67号議案を起立により採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第67号議案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第67号議案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 第68号議案

○議長（岡田初雄君） 追加日程第2、第68号議案、戸原小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の変更についてを議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 第68号議案、戸原小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の変更について。

平成23年12月22日に上程があり、審査付託のありました第68号議案、戸原小学校屋内運動場・プール改築工事請負契約の変更について、平成23年12月22日に第21回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第68号議案については平成23年3月の第40回宍粟市議会において議決し、現在、工事を行っているものではありますが、車いすを使用する児童に配慮した学校整備をする必要が生じるため、新たにスロープを設けるものであります。

また、地域コミュニティーや防災拠点として、地域住民の方がより利活用しやすくするための門扉周辺の改修が必要と判断し、傾斜部分をアルミニウム製の門扉に更新する工事を追加し、変更しようとするものであります。

金額は632万3,100円追加し、2億7,774万8,100円に相成ります。

なお、補正上程が常態化してるという、この点について憂慮するという意見があり、今後の学校改築にはそのようなことのないように十分に配慮することを申し添えます。

慎重審議しました結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告をいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 1点だけお聞きしたいんですけども、その増額の理由として、車いすを利用する子どもへの渡り廊下のスロープという説明があったんですけども、今の時代、こういう公共施設というのはすべてバリアフリーでなければならないということが前提条件になっておると思うんですけども、そういう中で、追加でスロープが出てくるということはどうだったのかなという点については議論されませんでしたか。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 質問が少なかったですね。学校当局の説明では見えてない部分はあるということも、そのとおりの答弁がございました。しかし、先ほど私のほうから委員長報告いたしましたとおりの補正上程が常態化していると、要は追加工事、追加工事が後でなぜ出てくるんだという指摘はございました。そのとおりでございまして、それゆえに、今後は設計その他のときに十分に配慮せよということを委員のほうからもたくさん意見が、2名ばかりの方から厳しい意見がございました。そういったこととさせていただきます。

なお、そのバリアフリーのこともございますが、この改築前後にスロープあるいは全体のスロープ及び正門等の改築等は、当初の時点で、初期の時点で気がつくべき問題だということは当然委員から指摘がございました。そのとおりの内容であります。今回はそれをも見えなかったということで補正で上がっておりますが、改修内容につきましても、報告の内容のとおりでございます。

以上。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。



本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第68号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第68号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第3 第69号議案

○議長(岡田初雄君) 追加日程第3、第69号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第69号議案、平成23年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)について報告いたします。

平成23年12月22日に審査付託のありました第69号議案については、平成23年12月22日に第18回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定によって御報告を申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審議をいたしました。第69号議案の内容につきましては、ごみ収集運搬業務が平成24年度から実施する新しいごみ分別収集に変更することに伴い、収集エリア区分の変更等により、分別収集開始4月1日以前に相応の準備が必要となり、収集運搬回収業者においても車両の改造や特殊車両の購入の準備が必要となってくることにより、受託業者による車両の改造経費等にも考慮をするとともに、住民生活にも配慮したよりよい収集方法を実践するためにも事前の準備期間も含めた4カ年契約を行えるように、平成26年度までのごみ収集業務委託にかかわる債務負担行為を行うものであります。

審査の結果、第69号議案は適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長(岡田初雄君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第69号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第69号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(岡田初雄君) 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしましたので、閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、第46回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会といたします。大変御苦勞さまでございました。

第46回宍粟市議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

冷たい風に、少し深目に帽子をかぶり、うつむきながらあぜ道に足を運びますと、どうしたことでしょう、小雪舞う中で遠慮がちに返り咲くスマレの花に足をとめました。聞きますと、春に咲く花であります、返り咲きすることも多く、この時期に咲くこともめずらしくないようであります。愛らしくうつむき加減に、申しわけなさそうに咲くこの花を、人は思いを込めてワスレナスミレと呼ぶそうであります。小雪舞う中で、まるで「忘れないで」と言いたげな可憐な花にいとおしきすら感じます。春から冬へ、この1年、人はまたそれぞれにワスレナスミレが心のどこかに咲いていると思っております。

今期定例会は12月6日に招集され、17日間の会期を経て閉会となりますが、長かった暖かい秋から本格的な厳しい冬を宍粟の地に運んでまいりました。この間、審議されました案件は、平成22年度の成果を見届ける決算認定を初め、条例の一部改正、人事案件、工事の請負契約、さらには平成23年度補正予算等でありましたが、

何と申しましても本議会の中心的課題は、議案としてではなく、一般質問の中で多くの議員から語られた教育行政に関する二つの問題でありました。議員各位のそれぞれの立場、信条を如実にあらわすこととなるこの問題は、ほぼ7年前の合併という一大変革の一つの帰結であり、避けては通れぬ道のりでもあります。今後の宍粟市の持続可能性をも試されることとなる少子高齢化に対する決断をするのは今しかなく、二元代表制の一翼を担う議会としても正面からこの問題に立ち向かう覚悟でございます。

とりわけ、請願、嘆願と多くの市民の皆様が議会に求められる責任の重さは、ますます大きくなることは御案内のとおりであります。当然のことではありますが、市民の皆様の声を真摯に受けとめ、粛々と与えられました職責に、なお一層権威、権能、見識を高め、さらに格調の高い議会に立たねばと思うところでございます。

穏やかな平成23年を期待し、夢を膨らませて新しい年を迎えましたが、東日本大震災を初め、近畿地方を襲った台風による水害と、災害の年となってしまいました。めぐり来る新しい年は災害のない、平和で安心・安全な1年であることを祈らずにはられません。この定例会に寄せられました議員各位のまちづくりの思い、それぞれに、その真意を訴えられてまいりました。この間、市長以下、その答弁にも同じ思いの熱意と真摯な姿勢に感謝のまことをささげるものでございます。

あわせて、議員の思いは市民の思いと受けとめられることを心からお願いを申し上げます。

結びに、年の瀬を迎え、千種や波賀の山々は雪に覆われ、厳しい寒さの中で宍粟市民は春を待つこととなりますが、宍粟市当局、議会ともども、不断の努力の傾注をお願いしながら、市民の皆様はもとより、当局議員の皆様にはよいお年をお迎えになれることを心からお祈りし、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○市長（田路 勝君） 第46回宍粟市議会12月定例会の閉会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

ことしも来週のみを残すところとなり、何かと気ぜわしいころとなりました。

また、今週に入りまして冷え込みも一段と厳しくなっており、先日、19日のばんしゅう戸倉スノーパーク並びに20日のちくさ高原スキー場のスキー場開きにおいては、それぞれ降雪に恵まれる今シーズンであってほしいとの願いを行ったところであります。

一方、冬本番を迎えて、これからますます寒さが厳しくなっておりますが、こ

の冬は例年の寒さ対策に加えて、節電の工夫も必要などところとなってきました。

市役所におきましても、庁舎内の一部消灯やエアコン稼働時間の短縮など、夏以降も節電の取り組みを継続しているところでありますが、議員各位、市民の皆さんにおかれましても、無理のない範囲での節電の御協力をお願いを申し上げます。

さて、去る12月6日に開会されました第46回宍粟市議会定例会も、岡田議長、岡崎副議長を初め議員の皆さんの御精励により、今定例会に上程いたしました全議案につきまして、滞りなく議了いたしましたこと、厚くお礼を申し上げます。

また、平成22年度宍粟市歳入歳出決算につきましても御承認をいただきましたこと、重ねてお礼を申し上げます。

なお、本定例会におきましては、特に千種の幼保一元化と波賀学校給食センター機能集積に関する課題について、多くの方から一般質問等をいただきました。

この両件につきましては、その際にも答弁させていただいたところでありますが、それぞれの課題事項等を整理させていただいた上で、年明けには市長としての考えを関係者の皆さん方にお伝えをしたいと考えているところであります。御理解のほど、よろしくをお願いいたします。

終わりにになりましたが、議員の皆さんには御健勝にて新春を迎えていただき、宍粟市の発展に向けて、より一層の御尽力を賜りますとともに、今後とも市政に対する議員各位の御理解と御支援、御協力をお願いをいたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(午後 1時55分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岡 田 初 雄

宍粟市議会議員 岩 蔭 昭 美

宍粟市議会議員 大 倉 澄 子